

環境基本計画の進捗状況の第3回点検結果について

はじめに

現行の環境基本計画は、「理念から実行への展開」を一つの留意点として平成12年12月に閣議決定されました。この中で、地球温暖化対策など重点的に取り組むべき11の分野を戦略的プログラムと定め、現状と課題、目標、施策の基本的方向及び重点的取組事項を示しています。

また、環境基本計画の着実な実行を確保するため、中央環境審議会が環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検することが定められており、これに基づき平成14年7月に第1回目、平成15年12月に第2回目の点検結果をまとめました。

第3回目となる今回の点検では、過去2回の点検で重点点検項目となっていなかった「環境投資の推進」、「地域づくりにおける取組の推進」、「国際的寄与・参加の推進」の3分野を重点点検項目として、これらを中心に点検を行いました。また、各府省における環境配慮の方針の策定が進んでいることを踏まえ、各府省の自主的な点検結果を活用しました。

なお、今回の点検においては、重点点検項目である3分野について現行計画策定後はじめての点検となるため、平成12年12月の第二次環境基本計画の策定からこれまでの施策を対象としています。

この点検結果が、各界各層において活用されることを期待します。

全般的評価

1. 各府省の状況

今回の点検では、前回の点検に引き続き、各府省から自主的な点検結果の報告を受けました。多くの府省では、環境基本計画を踏まえながら、環境配慮の方針が策定され、これに基づき環境保全施策を推進しており、行政活動への環境配慮の織り込みが着実に進んでいることは評価できます。

しかしながら、2つの省庁では未だに環境配慮の方針が策定されていません。環境配慮の方針は、自らの行動への環境配慮の織り込みに努めることを明らかにするものであり、環境基本計画の効果的実施のため必要なものであることから、関係府省が自主的に策定することが環境基本計画に定められています。現行計画の策定から3年以上が経過し、過去2回の点検においても、各府省が早急に環境配慮の方針を策定すべきであると指摘していることを踏まえ、速やかに環境配慮の方針を策定すべきです。

また、各府省が策定した環境配慮の方針には、点検や見直しの仕組みなどが明確になっていな

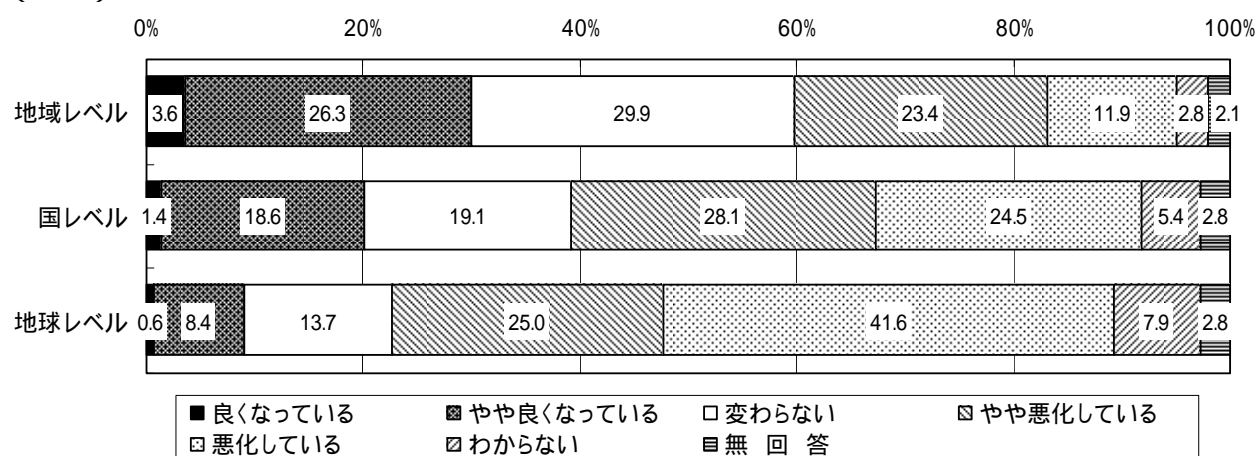
いものが見受けられますが、効果的・効率的に環境配慮の方針の推進を図るためには、PDCAサイクルに基づく仕組みを導入することが望めます。

2. 各主体の状況

環境問題の解決には、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等の各主体の果たすべき役割は大きく、積極的な行動が期待されます。各主体へのアンケート調査や地方ヒアリングから、以下のような課題や傾向が明らかになっており、今後は、これらを踏まえて、各主体のより積極的な環境保全行動を促すような施策を講じる必要があります。

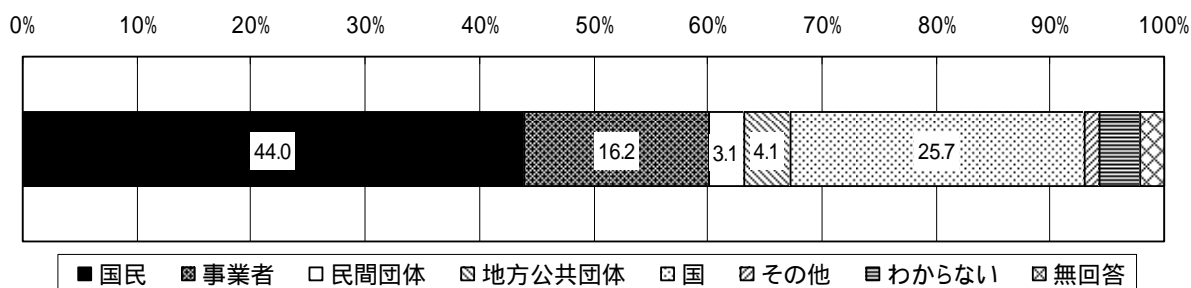
現在の環境の状況についての国民の実感は、地域・国・地球レベルのいずれにおいても悪化していると感じる国民が多くなっており、地域より国、国より地球レベルでの環境の悪化を実感する率が高くなっています（図1）。また、環境保全に重要な役割を担う主体は国民であると考えている人は、4割を超えています（図2）。しかしながら、グリーン購入や環境保全活動への参加などの具体的な行動の実施状況は低いままであり（図3）、国民の危機感を具体的な行動につなげるための施策の検討が必要です。

（図1）環境の状況についての実感



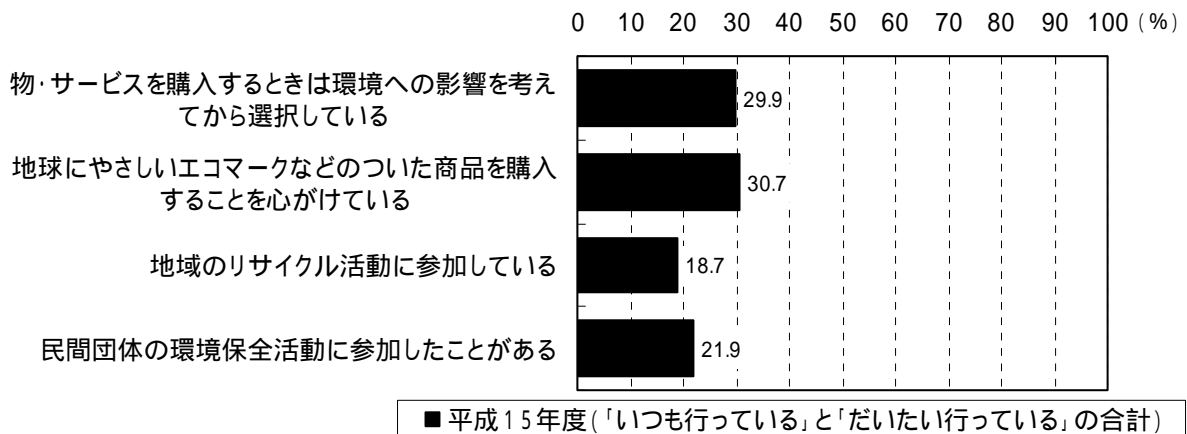
（出典：環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」）

（図2）環境の保全に重要な役割を担うもの



（出典：環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」）

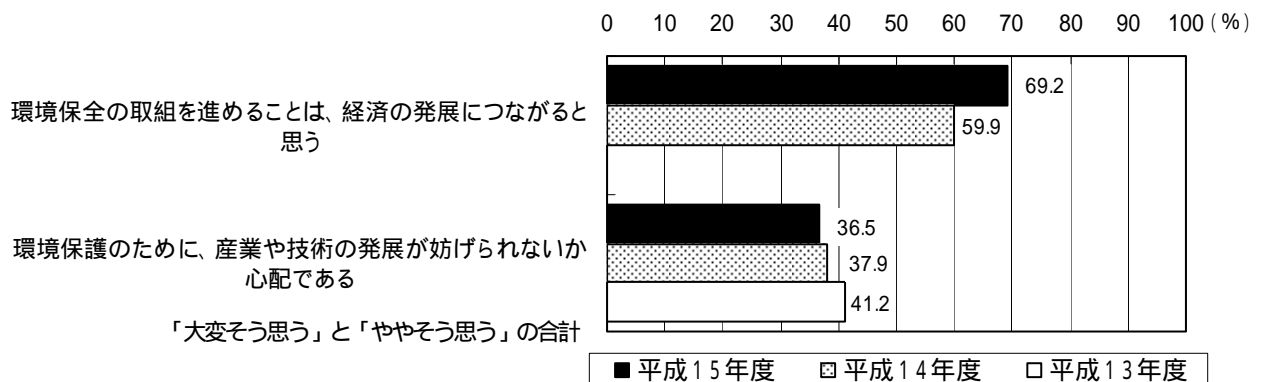
(図3) 環境保全行動の実践状況



(出典:環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」)

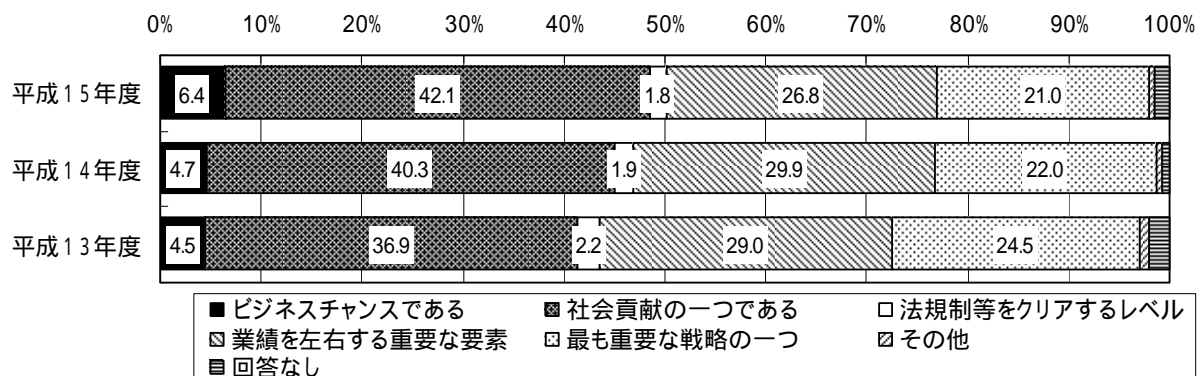
環境保全に取り組むことが経済発展につながるという国民の認識が大きく増加し、一方で産業や技術の発展の妨げにつながるという認識は減少傾向にあります(図4)。また、事業者においては、環境への取組を社会貢献のひとつと捉える割合が増加するとともに、ビジネスチャンスとして捉える割合も増加しています(図5)。今後は、このような国民・事業者の意識を踏まえ、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」を生み出していく必要があります。

(図4) 環境問題に対する考え方



(出典:環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」)

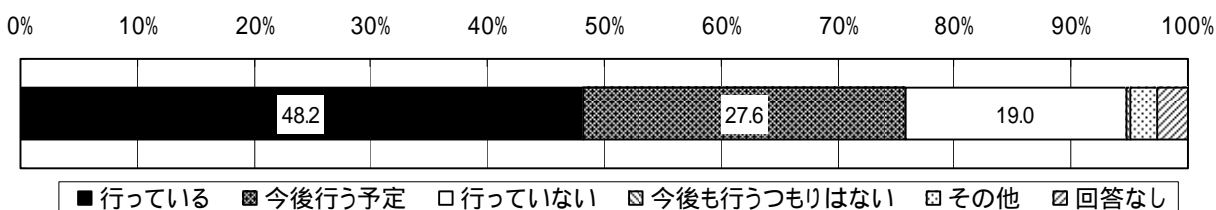
(図5) 事業者の環境に対する考え方



(出典:環境省「環境にやさしい企業行動調査」)

S R I (Socially Responsible Investment : 社会的責任投資) の進展を背景に、C S R (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) を意識した企業経営に既に取り組んでいる企業が多く、関心も高くなっています (図 6) 。環境への配慮はC S R活動の重要な要因として考えられており、このような動きを持続可能な社会の構築に活かしていく必要があります。

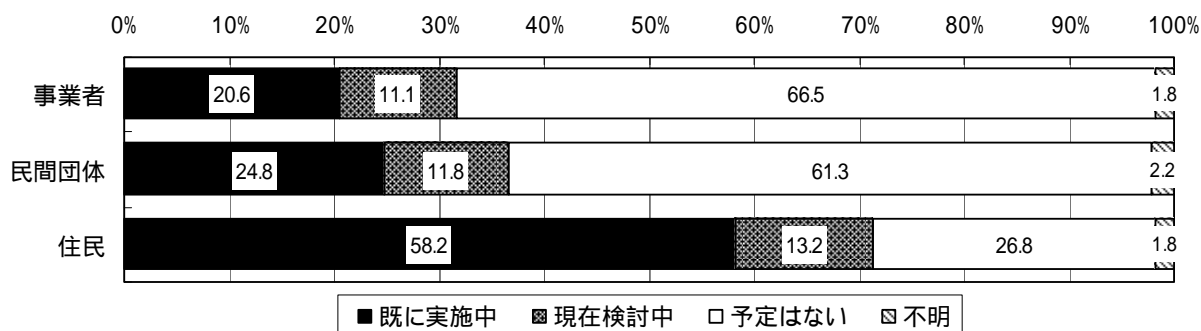
(図 6) C S R を意識した企業経営の状況



(出典 : 環境省「環境にやさしい企業行動調査」)

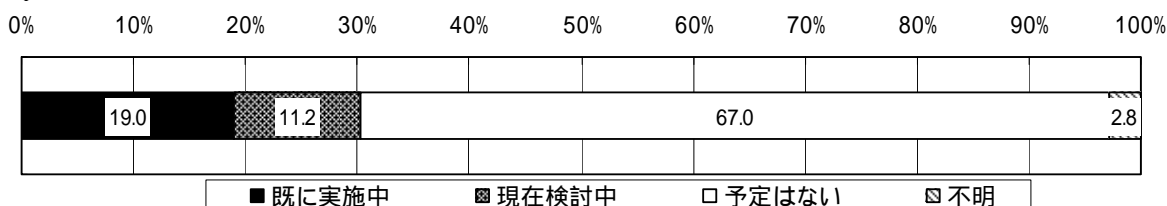
地方ヒアリングでは、事業者、民間団体、住民と地方公共団体との連携・協働による活動について数多くの報告を受けました。しかしながら、事業者、民間団体との連携・協働に取り組んでいる地方公共団体の割合は、未だ半数以下です (図 7) 。また、行政からのサポートを求める民間団体からの意見もありましたが、実際に支援・育成を実施している地方公共団体は少ない結果となっています (図 8) 。このため、パートナーシップ社会の構築に向けて事業者や民間団体等との一層の連携・協働や民間団体等への具体的な支援を促進する必要があります。さらに、地域の実情を踏まえた枠組みづくりなど国の対応を期待する意見もありました。

(図 7) 事業者・民間団体・住民との連携・協働の実施状況



(出典 : 環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」)

(図 8) 民間団体の支援・育成の実施状況



(出典 : 環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」)

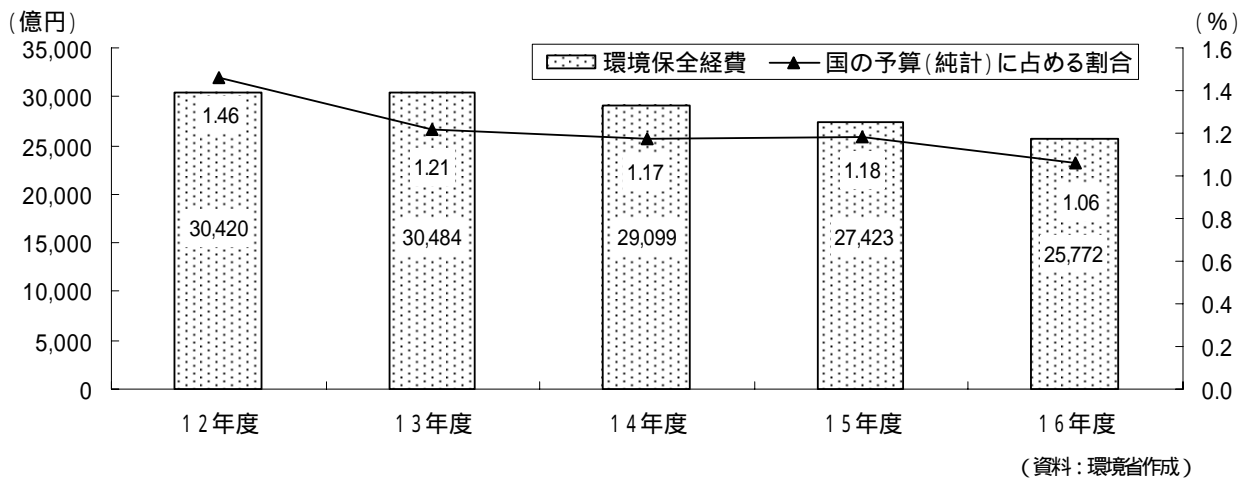
各論

1. 環境投資の推進

(1) 現状

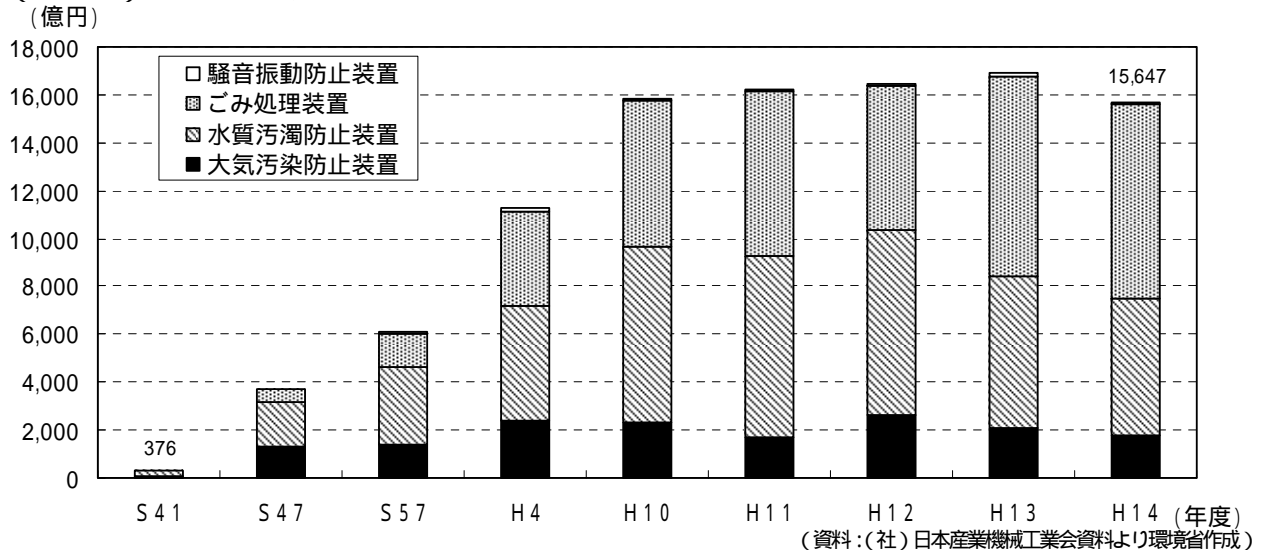
国の環境投資の重点的、効果的实施を図るための枠組みとして位置付けられる環境保全経費については、地方公共団体向け補助金等の減額、特殊法人等への補助金等の運営費交付金化等の要因もあり、総額及び国の予算に占める割合ともに、減少傾向にあります（図9）。

(図9) 環境保全経費の推移



公共部門及び民間部門双方の環境対策に必要な設備投資の状況を示すと考えられる我が国の環境装置生産実績は、最近横ばい傾向にあるものの、昭和41年度に341億円であったものが、平成14年度には1兆5,674億円に拡大しています（図10）。また、近年はダイオキシン対策等の影響からごみ処理装置の占める割合が増加しています。

(図10) 環境装置生産額の推移



(2) 環境基本計画の施策の基本的方向

あらゆる投資に環境配慮を織り込んでいくとともに、それを先導する役割を担うものとして、次のような分野における環境投資を社会資本投資の重点分野の一つとして推進を図ること。

- ・環境負荷の低減、処理のための投資
- ・環境の維持、復元、創造及び健全な利用のための投資
- ・資源・エネルギーの使用の削減、効率化、再生可能なものへの転換などのための投資
- ・持続可能な社会に関する技術開発、モニタリングのための投資

国、地方公共団体などの公共投資における環境配慮の適切な織り込みを推進すること。

民間投資について、環境に係る外部不経済性が強く現れる場合などには、可能な限り、環境コストの市場価格への織り込みなど適切な条件整備を図ること。

環境負荷の低減に直接つながる研究開発のほか、公共投資、民間投資を促進する基盤となる研究開発について幅広く促進を図ること。

(3) 主な取組状況

(公共部門における環境投資の促進)

環境保全経費の効果的な運用を図るため、環境保全上の観点からとくに高い効果が期待できると考えられる施策である「環境保全上意義の高い新規事項の例」の選定や環境保全経費の迅速な取りまとめなどが実施されています。

環境影響評価の技術手法について、最新の科学的知見に基づき、分野別に整理・検討がなされています。また、これまで実施された事後調査の解析により、適切な事後調査の実施方法等についての情報提供などが実施されています。

(民間部門における環境投資の促進)

平成15年3月に閣議決定された循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会のイメージや循環型社会ビジネスの市場規模及び雇用規模などの数値目標が提示されました。

環境報告書や環境会計のガイドライン、中小事業者向けのエコアクション21（環境活動評価プログラム）や運輸関係事業者向けのグリーン経営推進マニュアルなどの環境配慮のためのツールの普及促進により、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組への支援が進められました。

環境報告書等による環境情報の開示を進めるとともに、環境情報が社会全体として積極的に活用されるよう促すため、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」が平成16年5月に成立し、6月に公布されています。

環境に配慮した経営を行っている事業者を支援するため、我が国で初の環境格付に基づく融資制度が日本政策投資銀行において創設され、平成16年4月より運用されています。

環境配慮型製品に関する情報提供の充実、国等の機関におけるグリーン購入の実施、グリーン購入法の対象品目の拡大などが行われ、環境物品等の市場が着実に拡大しています。

石油特別会計が、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための国内外における施策を歳出対象に追加することによってグリーン化され、新エネルギー対策や省エネルギー対策に関連する事業への支援が強化されました。

(公共部門、民間部門を通じた環境投資のための環境整備)

第2期科学技術基本計画(平成13年3月30日閣議決定)において、環境分野が日本の研究開発の重点分野の一つとされました。また、分野別推進戦略では、地球温暖化研究、ゴミゼロ型・資源循環型技術研究、自然共生型流域圏・都市再生技術研究、化学物質リスク総合管理技術研究、地球規模水循環変動研究の5つが重点課題とされ、各府省等関係機関において積極的な研究開発が行われています。

環境に関する情報提供の一環として、我が国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測についての推計を実施しています。

NPO等との協働での事業実施や市民参画型の政策立案過程の導入など、NPOや企業、市民とパートナーシップ・協働での取組の機会や裾野が広がりつつあります。

(環境分野におけるITの活用)

IT技術の環境問題への活用については、人工衛星を利用して地球環境を観測・監視する取組が進められており、国土環境のモニタリングが実施されているほか、環境観測技術衛星「みどり」が平成15年10月に運用停止となりましたが、オゾン層の観測等の地球規模での観測・監視について一定の成果が得られました。

(森林の維持、保全及び整備等)

地球温暖化の防止など森林の多面的な機能を持続的に発揮するため、適切な森林の整備及び保全の推進や森林整備を通じて供給される国産材の利用の推進が実施されています。

(4) 今後の課題

環境投資については、その定義や外延などが、未だ不明確であり、民間部門における環境投資について分析することが難しいことから、環境投資に関する指標の開発、統計データの整備などに取り組む必要があります。

環境保全経費は、公共部門における環境投資の重点的、効率的実施を図るための重要な枠組みであり、環境保全効果の大きい施策の選定など、環境保全経費の見積もり方針を活用し、一層の効果的な運用を図っていく必要があります。また、公共投資に占める地方財政の割合が大きいことから、地方公共団体の環境保全経費については、公共部門における環境投資の状況をよりの確に分析することができるよう、正確な実態の把握に努める必要があります。

今後とも、環境影響評価の制度の趣旨や仕組みについて周知、徹底を図るとともに、地域の事業の特性に応じた環境アセスメントが実施され、事業を環境保全の観点からより良いものにしていくために、技術手法のレビュー、開発及び情報提供、環境保全措置の情報提供などに加えて、関係主体間のコミュニケーションを進めるための手法の開発、情報提供の推進が必要です。また、今後は、施設の撤去時に生じる環境への影響などを含め、LCA（ライフサイクル・アセスメント）の視点に立った環境アセスメントのあり方について検討する必要があります。さらに、上位段階における環境配慮については、より一層の検討を進める必要があります。

環境報告書、環境会計などに取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的積極的な環境配慮の取組は進展していますが、より一層の普及促進が必要です。また、さらに取り組みの裾野を広げていくためにも、エコアクション21のような中小事業者に即した簡易で実効性の高いツールの整備とその普及によって、中小事業者の環境配慮の取組をより一層促進する必要があります。

事業者の環境配慮の取組を考慮した融資や投資などの事例が見られるようになってきました。資金供給などを通じて事業者の環境配慮に大きな影響を及ぼすという金融の重要性に鑑みれば、金融機関への情報提供、投資家への啓発などにより、政府系の金融機関だけでなく民間の金融機関における環境配慮の取組についても一層拡大していく必要があります。

第2期科学技術基本計画において環境分野が重点分野の一つとして挙げられていることに鑑みれば、今後も引き続き環境分野における科学技術の推進を行うことが必要です。また、環境分野において、基礎研究を実用化に結びつける仕組みが必要です。

地球環境保全のための衛星等の活用に関しては、環境観測技術衛星「みどり」の運用停止も踏まえ衛星観測実施の確実性を確保しつつ、地球温暖化対策の観点からの温室効果ガスの監視・観測や、水循環を含む地球環境変動観測を充実させる必要があります。

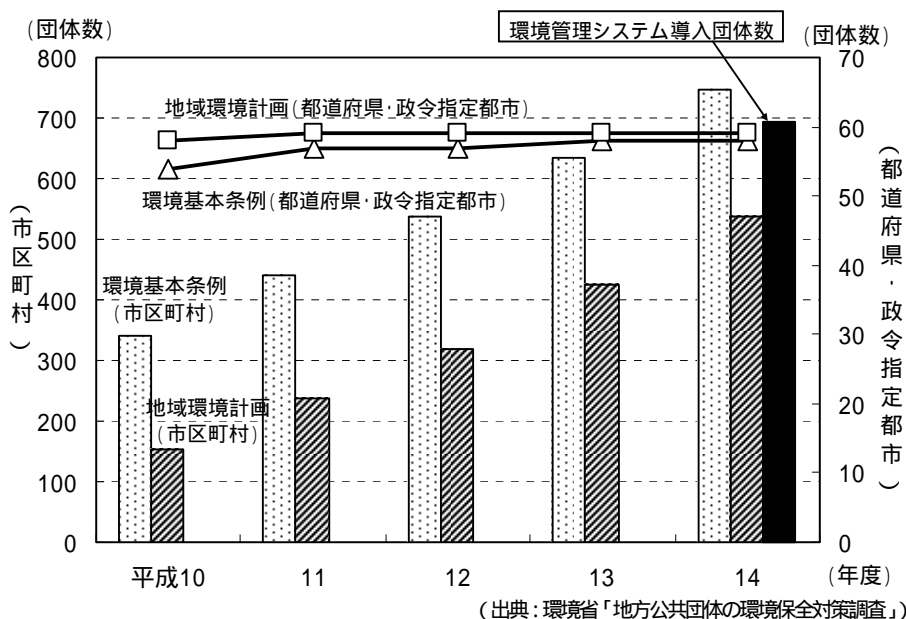
現状の森林整備水準では、京都議定書で定められた吸収量の上限值を大幅に下回るおそれがあることから、森林の整備・保全、木材利用の推進など対策を強化する必要があります。

2. 地域づくりにおける取組の推進

(1) 現状

環境基本条例及び地域環境基本計画を策定した地方公共団体の数は、着実に増加しています(図11)。また、環境管理システムを導入している地方公共団体数は、平成14年度末現在で695となっており、アンケート結果からも増加傾向にあることがうかがわれます(表1)。

(図11) 環境基本条例及び環境基本計画を策定した地方公共団体数の推移(表1) 環境管理システムを導入している
と回答した地方公共団体数



年度	H13	H15
都道府県	40	43
政令指定都市	10	13
市区町村	240	392
合計	290	448

(出典：環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」)

地方公共団体による環境情報の提供については、都道府県及び政令指定都市と比較すると市区町村における実施率が低くなっています(表2)。

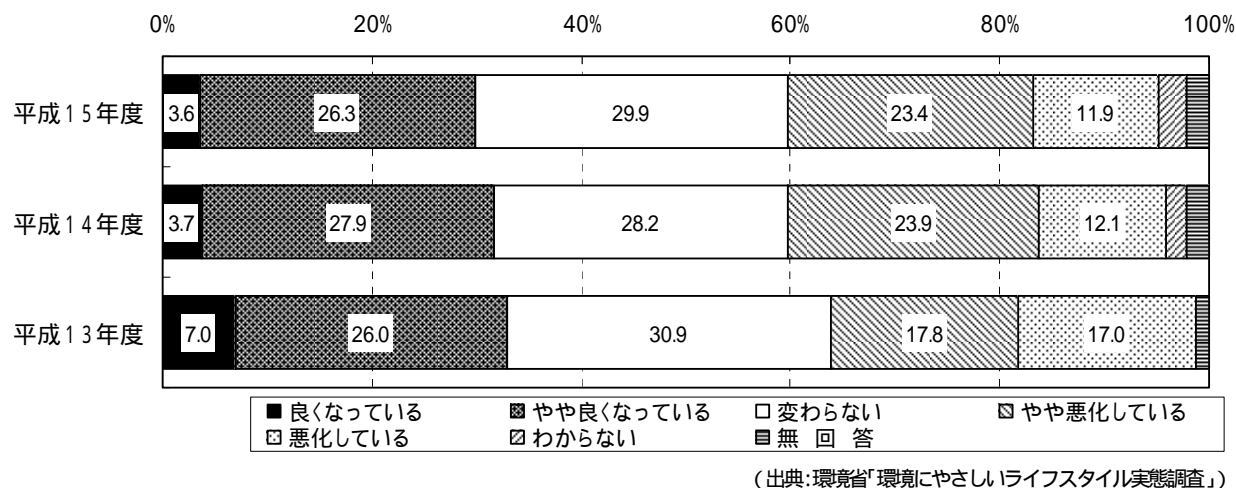
(表2) 地方公共団体による環境情報の提供状況

情報提供の方法	都道府県 n = 47		政令都市 n = 13		市区町村 n = 2,041	
	実施中	検討中	実施中	検討中	実施中	検討中
広報誌やパンフレット	97.9	0.0	100.0	0.0	71.3	12.7
環境の日、環境月間	95.7	2.1	100.0	0.0	43.2	11.0
環境セミナー・展示会	97.9	0.0	100.0	0.0	32.5	12.2
ホームページ	97.9	0.0	100.0	0.0	30.4	21.1
環境白書	97.9	0.0	100.0	0.0	16.6	8.7
テレビ・ラジオ	87.2	0.0	53.8	7.7	10.8	3.3
環境価値評価プログラム	44.7	27.7	69.2	15.4	1.7	4.8

(出典：環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」)

地域レベルでの環境の状況についての実感について、良くなっていると感じている人が逡減しており、地域における環境が依然として厳しい状況にあることがうかがわれます（図12）。

（図12）地域の環境の状況についての実感の推移



（2）環境基本計画における施策の基本的方向

生態系の持つ多様な機能の維持、増進

自然環境と生産、生活を一体的に捉えた取組

地域内資源の活用と地域内循環の尊重

自然資源等の環境保全機能に係る受益と負担のあり方の見直し

地域における情報の共有化と社会的合意の形成

開発行為に対する慎重な姿勢の保持

地域づくりにおける環境配慮の織り込みを推進するため、各主体がそれぞれの役割に沿って行動すること

（3）主な取組状況

（地域づくりにおける環境配慮のガイドライン等の提示）

地域づくりへの環境配慮の織り込みを推進するためのガイドラインとして、「持続可能な地域づくりのためのガイドブック」が平成14年8月に作成されました。

環境の恵み豊かな持続可能なまちづくりに取り組んでいる地域を対象に、特に顕著な実績をあげている市町村等を表彰する「循環・共生・参加まちづくり表彰」が実施されています。

「環境コミュニティ・ビジネスモデル事業」及び「環境と経済の好循環のまちモデル事業」が

実施され、環境保全をバネにした地域づくりのモデルとなるまちづくりへの支援が行われています。

(環境情報の共有化)

全国の地方公共団体の環境関連情報を、ホームページ形式により提供するシステム(地域環境行政支援情報システム(知恵の環))が運営されており、平成15年度においては1日平均約1,300件のアクセスがありました。また、平成16年7月からは、地方公共団体に向けたメールマガジンの発行により、地域づくり等に参考となる情報などが提供されています。

(推進メカニズムの構築)

地方公共団体において環境基本計画を反映した地域環境総合計画の策定等を行う場合に、平成15年度まで所要の補助が行われました。

東京都や埼玉県において、上位計画に関して環境配慮を求める条例や要綱が制定され、いくつかの上位計画に対し環境影響評価が実際に実施される等の動きが見られました。

(地域の社会資本整備における環境配慮の推進)

地方公共団体及び民間団体が行うリサイクル施設整備事業及びソフト事業に対し財政支援を実施する「エコタウン事業」等により、地域における社会資本整備への環境配慮の織り込みが促進されています。

(その他「施策の基本的方向」に沿った取組)

釧路湿原等における湿地の再生や、干潟・藻場等の保全など、各種の自然再生事業が実施されました。また、環境保全を重視した農業に向けて、金融・税制上の支援や技術の確立、実施等が推進されたほか、漁業者等が山に木を植える「漁民の森」づくり活動に対し、普及啓発活動、植樹活動等への支援が実施されました。

バイオマスについて、木質資源利用ボイラー施設の整備や、水産系副産物に係るリサイクル技術の確立に向けた取組を推進するとともに、市町村等が作成する「バイオマスタウン構想」が平成16年8月より募集開始され、関係府省が連携した施策が進められています。また、札幌駅周辺地区を対象として、雪冷熱エネルギーの利用効果、要素技術等についての実証実験等が実施されました。さらに、各地域において、風力発電に対する積極的な取組が行われています。

中山間地域等において、農業生産活動等の維持を通じて多面的機能を確保するという観点から、農業生産条件の不利を補正するための支援として中山間地域等直接支払制度が実施されています。また、森林の多面的機能を確保するという観点から、森林所有者等による森林施業が適時適切に行われるよう、森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援措置が講じられています。

(4) 今後の課題

都道府県・政令指定都市に比較して市区町村における取組が遅れています。また先進的な地方公共団体と取組の遅れている地方公共団体の差が開く傾向が見られます。地方の行財政改革が進む中で、あらゆる環境問題にとって、地域における取組が極めて重要であることを考えると、規模の比較的小さい地方公共団体においても、地域の特性を踏まえた地域環境基本計画の策定など積極的な取組を促進していくことが必要です。また、全体として地方の財政が厳しくなりつつある中で、地域づくりにおける環境配慮の取組を後退させないよう、地域の特性に応じた工夫が必要です。

地域づくりにおける環境配慮の織り込みの推進については、地方公共団体はもとより、住民、民間団体、事業者など各主体の主体的・自立的な行動を促すとともに、連携・協働を生み出し定着させていくことが重要であり、関連施策の実施に際しても、このような視点を積極的に盛り込む必要があります。

地域づくりにおける環境配慮を推進するために、様々な施策が行われていますが、施策の成果の評価の仕方が明らかになっていません。それぞれの地域における施策の効果を分析し、その結果を見直しに結びつけることができるよう、指標の設定、分析手法の確立などについて検討すべきです。

国民の環境情報への関心は総じて高いものの、満足度は高いとは言えません。地域の関係者が共通の方向性をもって自らの行動に環境配慮を織り込んで行けるよう、今後は、より一層地域における環境情報の共有化を図るための環境整備を進めていく必要があります。

環境問題を解決していくために地域において自発的に行動できる人材を育成することは、地域づくりにおける重要な要素です。「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく基本方針が閣議決定されたところであり、関係府省が連携しながら、地域における環境教育の推進に取り組んでいく必要があります。

環境に配慮した地域づくりには、例えば、都市と農山漁村のように上・下流域が一体となって地域全体の環境保全に取り組む広域的視点に立った連携が重要であり、そのためには今後一層その体制整備等を推進していく必要があります。

今回の点検期間中に大規模な自然災害が発生していることを踏まえ、地域づくりにおける災害時の環境問題への対応のあり方を検討する必要があります。

3. 国際的寄与・参加の推進

(1) 現状

持続可能でない生産消費パターンや貧困の拡大など、持続可能な開発に向けた多くの課題が明らかになっている状況を踏まえ、2002年にヨハネスブルグ・サミットが開催されました。

地球環境保全に関する政策を科学的側面から支援する地球環境研究については、衛星による観測・監視の強化、総合的な温室効果ガスのモニタリングの開発等が進展しています。

開発途上地域の環境保全に関する協力については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻な状況にあります。

(2) 環境基本計画における施策の基本的方向

国際社会における環境面からの積極的な寄与・参加

国内対策の一層の充実・強化

国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりの強化

アジア太平洋地域における密接な連携

(3) 主な取組状況

(世界的政策課題の設定と国際的な世論形成)

国連、アジア太平洋環境会議（エコアジア）等の各種の枠組みによる国際会議等への積極的参画を通じ、国際協調や国際的な環境政策の推進への寄与がなされました。個別分野における取組状況は以下のとおりです。

- ・ 地球温暖化対策については、ロシアの批准により、京都議定書が2005年2月16日に発効することとなりました。また、関係国と協力して、地球温暖化アジア太平洋地域セミナー等の開催、クリーン開発メカニズム（CDM）の国際ルール策定への貢献等、CDMの実施に向けた体制の整備が行われています。
- ・ 森林の保全については、国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ等における議論への積極的な参加がなされました。
- ・ 砂漠化対策については、北東アジアにおける砂漠化の早期警戒体制等が検討されるとともに、アジア地域専門家会合が開催され、砂漠化の基準・指標等が検討されました。
- ・ 酸性雨及び酸性降下物対策については、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の活動として参加12カ国の間で、共通手段を用いたモニタリングや、技術指導、研修活動等

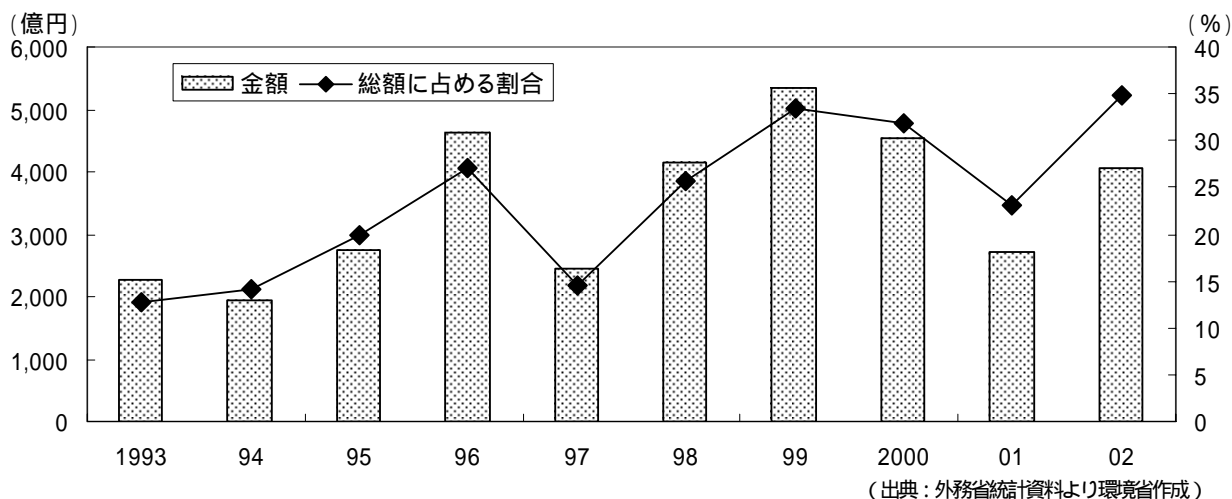
が実施されました。また、平成15年には資金分担ルール（財政的枠組）について合意するとともに、今年8月には新たに作業部会を設置し、今後の中期計画及び協定化に向けたフィージビリティスタディ等に関する検討を開始しました。

- ・ 黄砂対策については、我が国を含む北東アジア地域において、モニタリングネットワークの整備が進められるとともに、黄砂のモニタリング及び対策について調査研究を行う国際共同プロジェクト（ADB-GEF 黄砂対策プロジェクト）への参加・協力がなされました。
- ・ 海洋環境保全については、日本、韓国、中国、ロシアが参加する北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の活動等への積極的な参画、本年採択されたバラスト水条約の採択への貢献やガイドライン作成のための検討が行われました。
- ・ オゾン層破壊物質の削減については、アジア地域の施策実施能力の向上を促す支援が実施されました。平成15年度においては、モンゴル及びイランにおいて国家協議会合が開催され、オゾン層破壊物質削減計画の策定に向けた取組が促進されました。
- ・ 不法な廃棄物等の輸出入防止については、東アジア地域の不法輸出入に係る情報交換を円滑に行う枠組みの構築を目的として、廃棄物不法輸出入防止国際ネットワーク事業を平成15年度から3か年の予定で実施しています。

（経済のグローバル化を踏まえた持続可能な開発支援の強化）

2002年度の環境分野における援助実績は、無償資金協力、円借款、技術協力及び国際機関に対する拠出金等の合計で、約4,054億円（ODA全体に占める割合として約34.9%）となっており（図13）、「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」に基づき、環境分野における具体的な協力が推進されています。また、国内及び国際社会の状況の変化やODA大綱の改定等を受け、「国際環境協力のあり方」の見直しに向けた検討が進められたほか、国際協力銀行（JBIC）における新環境ガイドラインの完全施行、国際協力機構（JICA）における環境社会配慮ガイドラインの改定及び施行等、援助実施機関の環境配慮が強化されました。

（図13）環境ODAの推移



各国の特性への配慮の強化に関して、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、エコアジア、アジア協力対話（ACD）「環境教育」推進対話等を通じて、アジア諸国を中心とした開発途上地域との政策対話がなされ、協力プロジェクトについても積極的な参画が行われました。特に環境教育については、平成17年から始まる「国連持続可能な開発のための教育の10年」も踏まえた対話が行われました。

また、イラクに対しては、南部湿原の保全を含め、国連機関を通じた環境支援を行うとともに、中長期的な環境支援の在り方について検討が進められました。

多元的パートナーシップの形成という観点から、北九州イニシアティブへの活動支援や、独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」による民間団体が実施する開発途上地域の環境保全活動への助成（平成15年度：74件、322百万円）、北東アジア地域各国の政府の環境担当機関、地方自治体、研究機関、NGO、国際機関等間の情報交換及び政策対話を目的とした環日本海環境協力会議（NEAC）の開催などを通じて、様々な主体による国際環境協力の実施が促進されました。

開発途上国に対して、我が国の公害防止技術等を活用しつつ、各々の国、地域に適した環境技術を移転し、環境と開発の両立を目指すグリーン・エイド・プランについて、相手国との政策対話を通じた協力事業が実施されました。

（知的貢献の基盤づくり）

地球環境保全のための政策を科学的側面から支援することを第一の目的とする地球環境研究総合推進費の予算額が拡充（平成16年度：約30億円）されました。また、オゾン層や水循環の観測・監視や温室効果ガス観測センサの開発等、地球環境について、衛星による観測・監視が強化されたほか、二酸化炭素測定システムの開発、運用や、海洋表層の二酸化炭素測定用のブイの開発に着手する等、総合的な温室効果ガスのモニタリング体制の整備が推進されました。さらに、地球環境問題の解明及び持続的開発の実現に資するため、「地球地図」の整備に関する取組が各国の協力の下に行われ、持続可能な天然資源管理等に向けた検討に活用されました。

（アジア太平洋地域の統合的モニタリング・評価と環境管理の協働推進）

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を支援するため、平成15年度から、ヨハネスブルグ・サミットにおけるタイプ2イニシアティブの一つである「持続可能な開発に向けた途上国の研究能力開発・向上プログラム（CAPaBLE）」が開始され、途上国の地球温暖化に関する科学的能力の開発が着実に推進されました。また、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）の第1フェーズ（平成14～16年度）では、アジア太平洋地域において統合環境モニタリングネットワークの拡大・充実、環境・経済統合モデルの開発・適用、持続可能な開発に関する政策の優良事例インベントリの作成等が行われました。

（国内体制の整備）

世界の関係行政機関における政策の最新情報を迅速に収集するとともに、我が国の環境政策に

ついて、広報パンフレットやホームページ等を通じ、英語によって情報提供が進められました。また、バーゼル条約事務局、国連環境計画（UNEP）、気候変動枠組条約事務局、国際自然保護連合（IUCN）を始めとした各種国際機関への職員の在職に加え、諸機関に対し邦人職員採用に向けた働きかけ、情報収集、適切な人員の確保等が行われています。

（４）今後の課題

地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保を図るため、各国との対話等によりパートナーシップ及びネットワークの構築を進める必要があります。中でも各種条約に基づく国際枠組みの議論に積極的に参加することが必要となります。特に京都議定書に関しては、今後も米国等の未批准国に対して働きかけを行うとともに、来年末までには開始するとされている議定書の次期枠組みの交渉についても、気候変動枠組条約の究極目的である大気中の温室効果ガス濃度の安定化のためには大幅な削減が必要であることから、米国や途上国を含む共通ルールの構築など、国際交渉への貢献が必要です。また、国内において、地球環境問題の各分野における国際的な貢献を進めるため、体制の整備、知見の集積、技術開発の推進等を行い、適時に的確な情報を継続的に提供できる体制を確立するとともに、提供される情報の質・量の向上に努める必要があります。

ODA 実施機関の環境社会配慮ガイドラインに基づく環境配慮の着実な実施を積極的に支援し、開発計画が開発と環境保全の両立を図る持続可能な内容となるよう支援する必要があるとともに、環境 ODA の事後評価の充実に向け、評価手法の一層の改善が求められます。

ODA やその他の協力プロジェクト、政策対話等を通じた開発途上地域の持続可能な開発のための協力を、途上国の自助努力を基本としつつ、協働してより効果的、戦略的に実施していく必要があります。

地方公共団体や NGO、民間事業者等の国際環境協力を促進していくとともに、各主体間の連携・協働を進め、より一層効果的な国際環境協力を実施していく必要があります。

地球環境保全のための政策の実施に当たっては、科学的側面からの支援として、社会・行政ニーズに即して、政府一体となった総合的な研究及び観測・監視の推進が必要です。また、地球環境観測を効率的に実施するためには、途上国自らが観測を実施し、データを利用する能力を高めることが不可欠であり、特にアジア太平洋地域の途上国に対する温室効果ガス等のモニタリングや観測・測定データの収集・分析のための能力開発を促進することが必要です。

経済がグローバル化し、貿易や国際投資と環境との関わりが深くなってきているため、企業自らの環境配慮の取組の推進に加え、WTO や FTA の枠組みの下で、環境配慮の取組が必要です。

国際的な資源循環に係るニーズの高まり、G8 シーアイランドサミットにおける「3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）イニシアティブ」を背景に、廃棄物等の適正処理と循環資源の効率的利用に基づいた循環型社会の国際的な形成を目指し、アジア地域を中心に3Rを進めつ

つ適正な資源循環を推進するネットワークの構築等、アジア各国との協力関係を強化する取組を進める必要があります。

おわりに

これまでの点検においては、施策の目標の達成状況が十分に把握できないことや、その原因である施策の効果を把握するための分析手法の確立、分析を行うための定量的なデータの整備などについて指摘してきましたが、今回の点検でも、これらの問題は解決されていません。

本年度を目途に政府において作業が開始されると思われる環境基本計画の見直しにおいては、これらの指摘を含め現行計画の点検結果を反映させることにより、環境基本計画の実効性を高める必要があります。